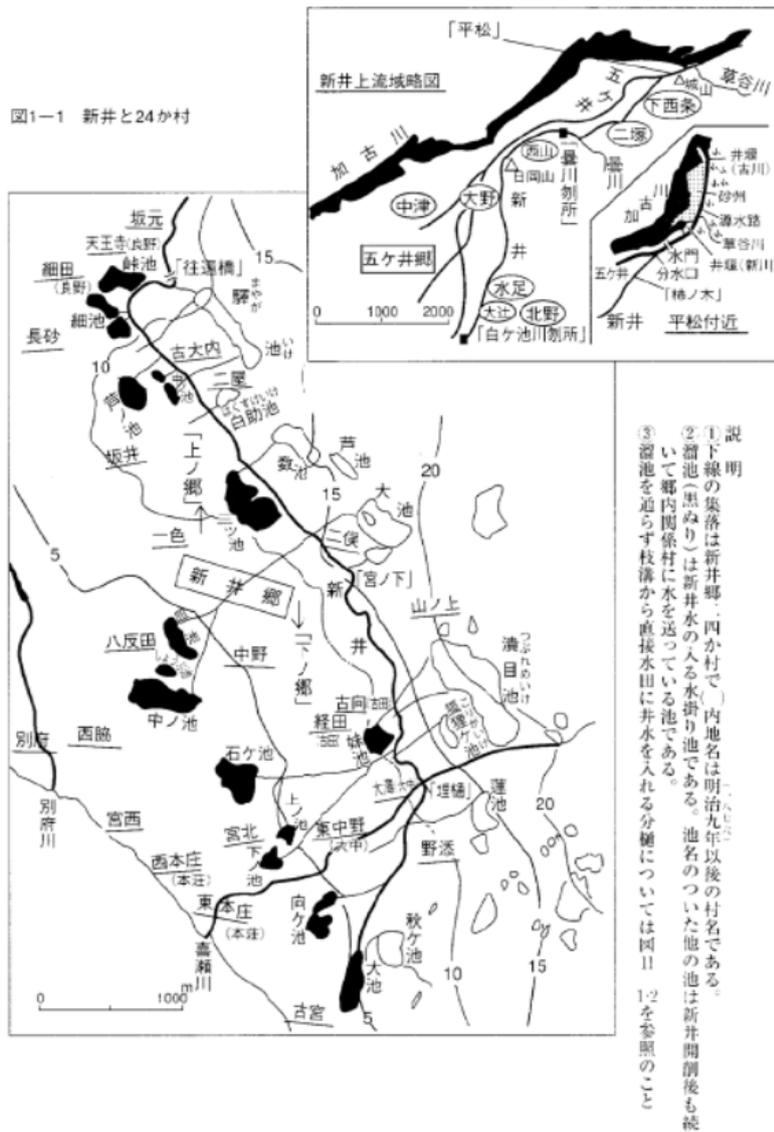


「今里傳兵衛と新井の歴史」1657年完成の農業用水 を読んでいる

この書籍は新井水利組合連合会によるもので、平成10年(1998年)に出版されたものである。加古川左岸のため池にだけ頼っていた地域に、加古川より用水を引き、旱魃の不安を払しょくするとともに、米の生産高を向上させた。この用水(新井(しんゆ))を計画したのが古宮組(兵庫県播磨町)大庄屋の今里傳兵衛(~1659年、50歳)で、その地を取り仕切る姫路藩への願い出たのが1656年、藩の援助を得て延べ16万人と1年3カ月の歳月を費やして、その完成に至った。死の直前ぎりぎりでの大事業であった。



今里傳兵衛は1610年頃の生まれとなるが、本書には興味深い「井堰経営文（1612年）」なる文書がそえられている。この年には傳兵衛はまだ2歳である。傳兵衛は大庄屋の2代目であるから、先代の傳兵衛から新井に先行して作られた五ヶ井用水（聖徳太子が作ったといわれている）の話は幾度となく聞いていたことであろう。新井への夢の架け橋となったことは間違いない。なお、荒木本家（JR日岡駅の横にあった）は、加古川大野組の大庄屋であり、その農地はすでに五ヶ井用水の恩恵を受けたわわに実っていた。この五ヶ井用水の水の一部を新井に分けることになる。

## 1 井堰経営文

慶長一七年（一六一二）  
市荒木本家文書五九二

【原文に句点と返り点を挿入】（●印は読み下し文で同じ意味の別字に替える。行分けは原文のまま）

謂堰埭之經營也、其堰埭者、撫幾千人、夏  
 至三者歌于塗、荷堰棧者、休于樹、姓々相  
 送、如蟻同、誦々誦々、直走平松、既先到者  
 止于沙場、越鄉閭里、正點、閭役夫而則入  
 徑、警逸探、善要以堰埭之繩次、於是大野  
 長田兩郡之役夫、吏諾矩繩、云之抗繩也、  
 其制太嚴密也、閭迺至堰埭、其兩郡之徒  
 天吏入繩、中津卯徒夫、吏立榜示、堰埭長  
 一十間、候自古攸相定、名云古川、繞之堤  
 邊、之新川、其長莫定、帝測於水之淺深  
 三三焉、此折繩者、大野中津兩郡徒夫、吏  
 三三、愛用入新川、密有謂掌中三尺口碑  
 維三三、之攸知也、於是鄉々閭々、堰埭由  
 相定三三、後鄉閭丁夫、皆舉脫衣、奔土地

連汀渚、或捧堰棧、汴波濤、或泛船而積土  
 地、左右交船、旋轉作輪、相呼合聲、押居棧  
 拖土脈、其要捷恰、如角觥競雄、閭々邑宰  
 劇沙場、各經始、我邑堰埭、徒夫吏還、堰埭  
 經之營之、其形容、究似飛燕翔空、森々盛  
 流、立堰塞、則河水集水道、溝澮溢、源々  
 其夜、洽彌、數田矣、無遠水之弗屆地、寒是  
 天吏功績也、或不圖、有口角者、則俾堰首  
 主保、輯室相和之、故他日以必也使、無訟  
 矣、脫亦有一邑、損堰埭、則使餘鄉、堰丁速  
 修理之、且令促七十五人之徒、于其邑、以  
 饗七十五人、重力役之、征至深、切矣、尤為  
 當務之急、鄉民不可忽之也、嗚呼大哉、平  
 松之為堰埭、今假使雖曠、歲五箇、堰鄉村  
 閭少水之不同、田疇也、粵矣、万頃之田、無  
 失其時、衆口之家、可以無飢也、伊誰之力、  
 上天乎、祐下民、壹是聖神之垂慈、姬  
 朝之恩澤、万壽無疆、

慶長十七歲次壬子夏六月祐胤應於  
五箇合鄉里正邑長之靈焉

トモアトシカ  
ニ又ヨツテラハカ

【漢字を一部替えて読み下し】

諸井堰ノ経営ナリ。ソノ堰廻リノ者總ジテ幾千人ゾ。稿包ヲ負エル者ハ塗ニ歌イ、堰杵ヲ荷エル者ハ樹ニ休ム。姓々ト相進ムコト蟻ノ同ズルガ如シ。阿々晴々直チニ平松ニ走ケリ。既ニ先ニ到レル者ハ沙場ニ鳩ル。越ニ郷閭ノ里正役夫ヲ點關シテ則チ堰營ニ入ル。廻ル壽ヲ探リ以テ井堰ノ繩次ヲ要ム。是ニ於テ大野長田兩村ノ梃夫吏矩繩ヲ諧ウ。之ヲ折繩ト云ウナリ。ソノ制太々嚴密ナリ。終レバ適チ堰場ニ至ル。ソノ兩村ノ梃夫吏繩ヲ入レ、中津村ノ梃夫吏榜示ヲ立ツ。堰場長サ六十間、侯古ヨリ相定マル故、名ヅケテ古川ト云ウ。コレニ続キ堰連ヌルハコレヲ新川ト称ス。ソノ長サ定メナク、音水ノ浅深ヲ測リテ區画ス。コノ折繩ハ大野中津兩村梃夫吏コレヲ制ス。便チ用イテ新川ニ入ル。密ニ掌中三尺ト謂ウ口碑アレド、維他ノ知ル故ニ非ザルナリ。是ニ於テ郷々閭々ノ堰場曲ニ相定マル。而シテ後郷閭ノ丁夫胥拵リテ衣ヲ脱ギ、土俵ヲ担ギ、汀渚ニ連ナル。或ハ堰杵ヲ捧ゲテ波濤ヲ廻ル。或ハ船ヲ泛ベテ土俵ヲ積ミ、左右二船ヲ交エ、旋轉シテ輪ヲ作ル。相呼ビテ聲ヲ合ワセ、杵ヲ押シ居エ土豚ヲ抛トス。ソノ要捷ナルコト恰モ角觥ノ雄ヲ競ウガ如シ。閭々ノ邑宰沙場ニ側チ、各我が邑ノ井堰ヲ經始ス。梃夫吏堰場ヲ

嬰リコレヲ經リコレヲ嘗ム。ソノ形容宛モ飛燕ノ空ヲ翔ルニ似タリ。渺々タル盛流立ニ堰塞ゲバ、則チ河水水道ニ集リ溝洫漲リ盈ツ。源々トシテソノ夜洽ク數田ニ瀾ル。遠シトシテ水ノ届カ弗ル地ナシ。實ニ是レ天吏ノ功績ナリ。或ハ圖ラズモ口角ノ者有ラバ、則チ堰首主トナリテ輯寧ヲ保チコレヲ相和俾ム。故ニ他日以テ必ズヤ訟工無カラシメタリ。脱亦一邑ノ井堰ヲ損ズルコト有ラバ、則チ餘郷ノ堰丁ヲシテ速ニコレヲ修理使メ、且ツ、七十五人ノ使ヲソノ邑ニ促シ、以テ七十五人ニ饗ワシム。竄ニ力役ノ征至ツテ深切ナリ。尤モ當ニ務ムベキノ急タリ。郷民コレヲ忽セニスベカザルナリ。

嗚呼大ナルカナ、平松ノ井堰タルヤ。假使早歲ト雖モ五箇堰郷村閭水ノ出驕ニ周ラザルコト少ナリ。可カナ。万頃ノ田ソノ時ヲ失ウコト無ケレバ、衆口ノ家以テ飢無カルベキナリ。伊誰ノ力ゾ。上天孚ニ下民ヲ佑ク、壺ニ是レ 聖神ノ垂慈、 姫朝ノ恩澤、万寿疆リ無カラシ。慶長十七歲次壬子夏六月、祐觥五箇合郷ノ里正邑長ノ需メニ応ズ。

(別記トモアレトシカナラスヨツテアラハサズ)

【現代文】

これは井堰の造り方である。堰を造りに上って来るものは合せて幾千人にもなる。空き俵を

背負ったものは道中に歌をうたい、(重い)堰杵を担っているものは木の下に休む。多人数が連れだち行くさまは蟻の行列のようである。わいわいがやがや言いながら一途に平松に赴いた。すでに先に到着したものは砂場に集まっている。ここで郷村の井頭・庄屋は人足を点呼して、早速堰造りに入っていく。順次籤をひいて井堰の繩順を定める。ここで大野・長田両村の手振(現場監督)は郷ごとの分担距離を計算する。これを折繩という。その定めはたいへん厳密である。終われば早速堰場に行く。

その両村の手振は(堰予定地に)繩を入れ、中津村の手振は目印(竹)を立てる。堰場の(計算基準になる)長さは六〇間、これは昔から決まっていること、名付けて古川(不流の堰)という。古川に続いて堰を造るのは、これを新川(導水路が草谷川河口の上で合流するので、河口に造る堰)と称する。新川堰の長さは定めがなく、ただ水の浅深を測って区画する。

新川の折繩は大野・中津両村の手振がこれを制している。そのまま権限を使って新川に入る。ひそかに「掌中三尺」(長さ三尺分は手振がどのように割り当ててもよい)という言い伝えがあるが、この中身は他の知るところではない。ここにおいて郷々村々の分担堰場が具体的に定まる。

この後郷村の人足は皆こぞって着物を脱ぎ、土俵を担ぎ水際に連なる。あるいは堰杵を持ち上げて流れを廻る。あるいは舟を浮かべて土俵を積み、左右に舟を交え、回って輪をつくる。呼び合って声を合わせ、杵を押し据え、土俵を(その中へ)なげ落とす。その素早さはあたかも力士が勝負を競り合っているようである。村々の庄屋たちは砂場に立ち、各々が村の井堰を監督する。手振は堰場を走り回りあれこれと指揮し

ている。その姿はまるで燕が空を飛び交うているようである。川一杯の流れをたちどころに堰塞げば、河水は水路に集まり大溝・小溝はみなぎり満つ。次々と水は流れその夜無数の田に行き渡る。遠いからといって水の届かない地はない。まことにこれは天の使いの仕業である。

ひょっとしたことでもたまたま口論喧嘩をする者があれば、すぐ井頭が責任を以て平静を保ち、仲直りをさせる。故に他日訴えをするようなことを必ず無くさせた。

もしまた、一村でも井堰を塞損じることがあると、ただちに他郷の人足に修理の支援をさせ、その上七五人の使いをその村に受け入れさせ、七五人に振舞いをさせた。まことに夫役の取り立ては至って深く厳しいのである。最も大切な義務の急所である。郷民は夫役をゆるがせに考へてはならないのである。

ああ平松の井堰はなんと偉大さだろう。たとい早魁年でも五ヶ井郷の村では、水が田畑に行き渡らないことはまれである。なんとという良いことだろう。万という町歩の田が(戦や悪疫などで)時期を失うことさえなければ、人民たちの家は当然飢えがなくなることだろう。これは誰の力によるのか。天はまことに下民を助けてくれる。本当にこれは聖なる神の慈しみであり、姫路藩のおかけである。めでたい御寿命は限りないことだろう。

慶長一七歳は壬子に次る夏六月、祐胤が五ヶ合郷の井頭・庄屋の需めに応じる。

(別記トモアレトシカナラスヨツテアラハサズ)

### 【解説】

この漢文は新井ができるより四五年前(池田輝

政時代)に井堰の造り方を活写したものである。史料案内20・21・47・52などとあわせ読むと、内容の信頼性や歴史価値がわかってくる。ただ、漢文は井頭・庄屋らの依頼で書いたとあるだけで、目的は分からないし、筆者祐胤も不明である。文はいきなり井堰の造り方を述べているが、あるいは若干の前置文があり、目的も書いてあったのでは、と想像する。

我々が見た原文は学習用の写しだと思われる。読み仮名と、誤字や間違っただけの点も一部にあって、明かな間違いは正した。末尾の別記(落書き)は原文の経緯が分からないので後世記したものであろう。「アラハサズ」とは何かの発表を見送ったことか。ただし、文の内容は郷や村の利権などと関係がないので、偽作の可能性などは考える必要がなからう。

第5章にあるように、慶長一七年で「古ヨリ相定マルトコロ」といっていることと、姫路藩の恩恵を極めて簡単に書いていることに注目する。

文中の「折繩おれなわ」について付言する。読み仮名が原文についている。20・21にも原文に「折繩」が出てくるのだが、それを収載した二つの史料集はともに「打繩」となっていて、打繩と折繩とが区別されていない。折繩が一般的に使われた用語かどうかははっきりしないし、辞書にも出てこない。しかしこの漢文では意味も読みも明瞭である。「折る」には、分ける・定めるという語意もあるらしい。